

特定非営利活動法人

ことばのひろば 五億の鈴の音

第9回

定期総会 議案書



森の守り神 エゾフクロウ

- 1 代表挨拶
- 2 昨年度事業報告
- 3 昨年度会計報告 / 監査報告
- 4 今年度事業計画
- 5 今年度予算案
- 6 今年度 役員体制
- 7 役員・会員名簿
- 8 定款
- 9 公式HP・公式FB

令和8年5月2日
会場 ホテルライフオーブ札幌

代表挨拶



理事長 五十嵐いおり

会員の皆様

日頃より当法人の活動にあたたかいご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。各地での紛争が続くなか、最も弱い立場にある子どもたちのことを思うと、日々胸が痛みます。そのような時代であっても、人の優しさや生き抜く力を信じ、子どもたちへ平和で明るい未来をつないでいきたいと願っております。

さて、昨年度を振り返りますと、詩人・谷川俊太郎氏を追悼した「ことばの講演会」では、その言葉の一つひとつが心に静かに響き、それぞれに大切な気づきをもたらしてくれました。また、「絵本とペップトークがくれる安心」では、選りすぐりの絵本の朗読を通して、前を向く力を引き出すヒントを学ぶ、あたたかな時間となりました。

さらに、当会の主たる事業である「大人も子どもも朗読会」においては、戦後八十年という節目にあたり、戦争の記憶をつなぐ作品に取り組み、世代を超えて語り合いながら、群読作品を創り上げることができました。

本年度も「言葉」の力を大切に、「朗読」を通して、大人も子どもも心豊かに育ち合える場を、丁寧に築いてまいりたいと存じます。

本日の総会では、昨年度の事業報告とともに、本年度の事業計画についてもご説明申し上げます。何卒ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案 1

2025 年度 事業報告（昨年度）

NO	月	日	曜	日程	事業	会場	参加人数	参加費用	備考
1	4	19	土	第1事業	第8回 定期総会	ホテルライフオーツ札幌	20	無料	会員のみ
2	4	19	土	第2事業	ことばの講演会(講師 古川奈央) 宇宙につながるいのちの詩	ホテルライフオーツ札幌	65	一般 2,500 会員 2,000 学生 1,000	会員・一般
3	6	28	土	第3事業	大人も子どもも朗読会 WS1	市内地区センター	20	【参加料金】 一般 10,000 会員 7,000 学生 5,000 【観覧料金】 1,000	【出演者】 小学生 中学生 高校生 大学生 社会人 シニア
4	7	5	土		大人も子どもも朗読会 WS2	市内地区センター	20		
5	7	19	土		大人も子どもも朗読会 WS3	市内地区センター	20		
6	7	26	土		大人も子どもも朗読会 WS4	市内地区センター	20		
7	8	9	土		大人も子どもも朗読会 WS5	市内地区センター	20		
8	8	23	土		大人も子どもも朗読会 WS6	市内地区センター	20		
9	8	29	金		大人も子どもも朗読会/前日リハ	北海道立文学館	20		
10	8	30	土		大人も子どもも朗読会 本番 「北の百年風景」	北海道立文学館	50		
11	12	14	土	第4事業	オープンマイク2025	スタンピーズ カフェ&ダイニング	30	一般 5,000 会員 2,500	大学生 社会人 シニア
12	1	17	土	第5事業	ことばのセミナー 絵本とペップトークがくれる安心	札幌エルプラザ 大研修室	30	一般 3,000 会員 2,500 学生 2,000	高校生 大学生 社会人 シニア

議案 2

2025 年度会計決算報告／監査報告

【収入】 (単位:円)

項目	予算	決算	比較増減	備考
1 会費	300,000	106,000	△ 194,000	
2 受取寄付金	0	31,000	31,000	
3 受取助成金	0	0	0	
4 事業収益	455,000	575,000	120,000	
総会	5,000	0	△ 5,000	
ことばの講演会	150,000	142,500	△ 7,500	
大人も子どもも朗読会	200,000	206,500	6,500	
オープンマイク&懇親会	50,000	142,000	92,000	
ことばのセミナー	50,000	84,000	34,000	
5 雑収入	5,000	780	△ 4,220	
6 前年度繰越金	273,566	273,566	0	
合計	1,033,566	986,346	△ 47,220	

【支出】 (単位:円)

項目	予算	決算	比較増減	備考
1 事業費	455,000	426,551	△ 28,449	
総会	5,000	0	△ 5,000	
ことばの講演会	200,000	125,539	△ 74,461	
大人も子どもも朗読会	150,000	157,679	7,679	
オープンマイク&懇親会	50,000	127,274	77,274	
ことばのセミナー	50,000	16,059	△ 33,941	
2 管理費	280,000	247,702	△ 32,298	
人件費 役員報酬	100,000	100,000	0	三役報酬
旅費交通費	20,000	80,000	60,000	理事交通費
印刷製本費	20,000	0	△ 20,000	
通信運搬費	5,000	0	△ 5,000	
通信費	5,000	110	△ 4,890	
会議費	50,000	0	△ 50,000	
慶弔費	10,000	0	△ 10,000	
消耗品費	10,000	3,462	△ 6,538	事務用品
福利厚生費	10,000	2,400	△ 7,600	ボランティア保険
雑費	50,000	61,730	11,730	ホームページ管理
3 予備費	298,566		△ 298,566	
合計	1,033,566	674,253	△ 359,313	

収入合計－支出合計=次年度繰越
986,346円－674,253円＝312,093円

監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

2026年 4月 4日

監事

村岡 稔



議案 3

2026 年度 事業計画

月	日	曜	事業	事業名	会場	参加人数	参加費用	備考
5	2	日	第1事業	第9回・定期総会	ホテル ライフォート札幌	30	無料	会員のみ
5	2	日	第2事業	オープンマイクイベントⅠ	ホテル ライフォート札幌	40	一般 3,500 会員 3,000 高校生以下 1,500	Cake&Coffee付 会員・一般 YouTubeにて限定配信
7	4	土	第3事業	大人も子ども朗読会 (3作品)①	札幌エルプラザ	15	(読み) 一般 13,000 会員 10,000 高校生以下 5,000	小学生 中学生 高校生 大学生 社会人 シニア
7	18	土		大人も子ども朗読会 (3作品)②	札幌エルプラザ	15		
8	8	土		大人も子ども朗読会 (3作品)③	札幌エルプラザ	15		
8	22	土		大人も子ども朗読会 (3作品)④	札幌エルプラザ	15		
9	5	土		大人も子ども朗読会 (リハ) ⑤	北海道立文学館	15		
9	6	日		大人も子ども朗読会 (発表会)	北海道立文学館	50	(聴く) 会員・一般 1,000 高校生以下 500	小学生 中学生 高校生 大学生 社会人 シニア
11	未定		第4事業	絵本セラピー ペップトーク×絵本	会場未定	30	一般 3,000 会員 2,500 高校生以下 2,000	会員・一般対象
12	未定		第5事業	会員懇親会・オープンマイクイベント	スタンピーズ	20	4,000	夕食付 会員・一般対象
新規	未定		第6事業	アンバサダーによる読み聞かせ事業	会場未定	市内老人福祉施設にて社会福祉事業		

議案 4

2026 年度 予算案

【収入】

(単位:円)

項目	2025年度予算	2026年度予算	比較増減	備考
1 会費	300,000	300,000	0	
2 受取寄付金	0	0	0	
3 受取助成金	0	0	0	
4 事業収益	455,000	600,000	145,000	
総会	5,000	100,000	95,000	
ことばの講演会	150,000	0	△ 150,000	
大人も子どもも朗読会	200,000	200,000	0	
オープンマイク&懇親会	50,000	150,000	100,000	
ことばのセミナー	50,000	100,000	50,000	
アンバサダー活躍事業	0	50,000	50,000	
5 雑収入	5,000	5,000	0	
6 前年度繰越金	273,566	312,093	38,527	
合計	1,033,566	1,217,093	183,527	

【支出】

(単位:円)

項目	2025年度予算	2026年度予算	比較増減	備考
1 事業費	455,000	600,000	145,000	
総会	5,000	100,000	95,000	
ことばの講演会	200,000	0	△ 200,000	
大人も子どもも朗読会	150,000	200,000	50,000	
オープンマイク&懇親会	50,000	150,000	100,000	
ことばのセミナー	50,000	100,000	50,000	
アンバサダー活躍事業	0	50,000	50,000	
2 管理費	280,000	295,000	15,000	
人件費 役員報酬	100,000	100,000	0	
旅費交通費	20,000	80,000	60,000	
印刷製本費	20,000	5,000	△ 15,000	
通信運搬費	5,000	5,000	0	
通信費	5,000	5,000	0	
会議費	50,000	10,000	△ 40,000	
慶弔費	10,000	10,000	0	
消耗品費	10,000	10,000	0	
福利厚生費	10,000	10,000	0	
雑費	50,000	60,000	10,000	
3 予備費	298,566	322,093	23,527	
合計	1,033,566	1,217,093	183,527	

議案 5

2026 年度 役員体制

令和7年度		令和8年度	
自	2025年4月1日	自	2026年4月1日
至	2026年3月31日	至	2027年3月31日
法人理事会		法人理事会	
1	理事長 五十嵐いおり	1	理事長 五十嵐いおり
2	副理事長 福田幸一	2	副理事長 福田幸一
3	副理事長 毛利由佳	3	副理事長 毛利由佳
4	理事 梶原 哲	4	理事 梶原 哲
5	理事 増子志菜乃	5	理事 増子志菜乃
6	理事 布施恵海	6	理事 福井慎二
7	理事 福井慎二	7	理事 布施恵海
8	理事 瀬戸光恵	8	理事 瀬戸光恵
9	監事 村岡茉実	9	理事 山県さとみ
		10	監事 村岡茉実
法人事務局		法人事務局	
1	事務局長 福田幸一	1	事務局長 福田幸一
2	次長 毛利由佳	2	次長 毛利由佳
3	主計 梶原 哲	3	主計 梶原 哲
4	主査 増子志菜乃	4	主査 増子志菜乃
5	主査 福井慎二	5	主査 福井慎二
6	総務 布施恵海	6	総務 布施恵海
7	総務 瀬戸光恵	7	総務 瀬戸光恵
8		8	総務 山県さとみ

会員名簿

4月1日現在

◆顧問 3

元花園大学学長・名誉教授
 名誉顧問 西村 恵信
 絵本児童文学研究センター理事長
 工藤 左千夫
 元北海道放送アナウンサー
 田村 英一

◆役員 10

理事長 五十嵐いおり
 副理事長 福田 幸一
 副理事長 毛利 由佳
 理事 増子 志菜乃
 理事 梶原 哲
 理事 福井 慎二
 理事 瀬戸 光恵
 理事 布施 恵海
 理事 山県 さとみ
 監事 村岡 菜実

◆社員 8

井上 貴志
 佐賀 のり子
 関根 麻里
 古戸 伽修
 鎌田 光子
 竹平 耕一
 中川 祐輔
 齋藤紫衣奈

◆正会員 66

荒木 太郎
 五十嵐美智子
 石井 千里
 井崎 光男
 伊藤 ちづ子
 岩下 和裕
 内田 美佐子
 遠藤 英樹
 大内 由紀恵
 大川原みゆき
 小川 恵子
 小野 公子
 加賀谷晴美
 葛西 美穂
 嘉島 ひとみ
 菅野 ゆかり
 杵淵 久美子
 木野村 英明
 釘本 実佳
 黒木 まり子
 河野 由樹子
 小谷 馨一
 小林 米三郎
 小林 恭子
 佐藤 佳代子
 塩崎 和憲
 塩崎 直子
 塩崎 加奈
 鈴木 傑
 鈴木 千秋
 関谷 恵子
 高木 雄一
 但馬 まや

たてなみまあさ

千々石眞弓
 千葉 祐子
 出口 福子
 寺下 香奈
 豊田 道子
 中田 奈緒子
 中村 千津子
 長束 尚子
 浪速 弘美
 南茂 晶子
 西岡 美香子
 芳賀 多佳子
 秦 麻由子
 鉢呂 三千代
 羽生 香美
 浜辺 秀樹
 林 教江
 平野 玲子
 藤原 美佳
 藤森 詠子
 本間 真智子
 松浦 哲
 松浦 京子
 前野 康次郎
 松崎 菜月
 三島 敬子
 三島 敬子
 八代 敬一
 山口 麻江
 鷲下 孝一
 渡辺 彩子
 渡辺 育佳

◆学生会員 1

黒田 佳奈

◆法人会員 3

大八拓殖工業
 泉 一郎
 ひらおか公園小児科
 長田 伸夫
 町村農場
 町村 均

資料2 定款

特定非営利活動法人

ことばのひろば 五億の鈴の音

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ことばのひろば 五億の鈴の音 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 北海道札幌市白石区東札幌2条3丁目4-6 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象とし朗読を中心とする音声表現芸術の可能性を模索・研究し、表現活動の場や技術向上の機会を提供することで、音声表現芸術に対する理解を深め、美しい日本語と新しい文化の創造・発展に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 音声表現芸術（朗読）の研究事業
 - ① 研究会やワークショップの開催
 - ② 音楽や舞踊、美術など他分野の表現活動とのコラボレーション活動
- (2) 音声表現芸術（朗読）の普及事業

- ① 朗読、読み聞かせボランティアの派遣
- ② 朗読指導者の派遣
- ③ オーディオブック（インターネットコンテンツ）の普及活動

④ 朗読コンテンツのクオリティ評価と認定

(3) 音声表現芸術（朗読）の場の提供事業

① 音声表現パフォーマンス作品の公演や収録

② 朗読コンテストの企画運営

(4) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（大学生以下の学生）
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- (2) 理事長は、前号の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、第2号のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人またはこの法人の会員の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上 9 人以内
 - (2) 監事 1 人
- 2 理事のうち 1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総

理する。理事長以外はこの法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び通常総会、臨時総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、臨時総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議

決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(総会の権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定

による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したもののみならず。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 40 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業

年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数決による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するとき、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第

11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、設立総会において定める下記役員名簿の通りとする

理事長 五十嵐 いおり

副理事長 福田 幸一

副理事長 高橋 貴美

理事 佐賀 のり子

理事 毛利 由佳

理事 岡部 泰子

理事 宮路 真人

理事 漆崎 隆

監事 梶原 哲

3 この法人の設立当初の役員の任期は成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする

4 この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする

5 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員 入会金 1,000 円
会費 年額 3,000 円

(2) 学生会員 入会金 1,000 円
会費 年額 2,000 円

(3) 賛助会員 入会金 1,000 円
会費 年額 0 円

6 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

7 この法人の設立初年度の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

【昨年度実施】2025 事業案内チラシ



公式 HP



公式 FaceBook



<https://www.kotoba-no-hiroba.org/>

<https://www.facebook.com/5okunosuzu>

領収書

第9回 定期総会・オープンマイクイベント

参加料として

金 円也

令和8年5月2日 特定非営利活動法人
ことばのひろば五億の鈴の音

会計 梶原 哲 印

特定非営利活動法人
ことばのひろば五億の鈴の音
法人番号：NO.4300-05-013335

団体設立 2017.11.11
法人認証 2018.02.27
法人登記 2018.03.02